

子育て第 1040 号
令和 2 年 2 月 21 日

福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
会長 西村 重稀 様

福井市長 東村 新一

令和 2 年度特定教育・保育施設の利用定員の設定について（諮問）

特定教育・保育施設の利用定員を別紙のとおり定めるに当たり、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項第 1 号及び第 31 条第 2 項に基づき、福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を求めます。

子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。))及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

令和2年度特定教育・保育施設の利用定員の設定について

1. 公立幼保連携型認定こども園（保育園と幼稚園を統合予定、設置年月日：令和2年4月1日）

(人)

番号	施設名（現施設名）	所在地	教育・保育提供区域	R1.4.1						R2.4.1						差引（ - ）								
				総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号		
								計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児
1	みやまこども園 （みやま保育園、美山啓明幼稚園）	福井市境寺町36-3	美山	95	休園 30	95	62	33	30	3	125	10	115	70	45	34	11	30	10	20	8	12	4	8
合計				95	休園30	95	62	33	30	3	125	10	115	70	45	34	11	30	10	20	8	12	4	8

2. 私立幼保連携型認定こども園（幼稚園型認定こども園から移行予定、設置年月日：令和2年4月1日）

(人)

番号	施設名（現施設名）	所在地	教育・保育提供区域	R1.4.1						R2.4.1						差引（ - ）								
				総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号		
								計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児
1	尾上幼稚園（尾上幼稚園）	福井市松本4丁目9-21	中部	90	70	20	20	0	0	0	105	57	48	30	18	15	3	15	13	28	10	18	15	3
合計				90	70	20	20	0	0	0	105	57	48	30	18	15	3	15	13	28	10	18	15	3

3. 施設型給付費対象施設への変更（旧制度幼稚園から変更予定、変更年月日：令和2年4月1日）

(人)

番号	施設名（現施設名）	所在地	教育・保育提供区域	R1.4.1						R2.4.1						差引（ - ）								
				総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号		
								計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児
1	小鳩幼稚園（小鳩幼稚園）	福井市志比口2丁目25-25	成和								75	75	0	0	0	0	0	75	75	0	0	0	0	0
合計											75	75	0	0	0	0	0	75	75	0	0	0	0	0

《参考》
【公立園の廃止】

	保育園	幼稚園	認定こども園
公立	みやま保育園（定員：95）	麻生津幼稚園（定員：105） 美山啓明幼稚園（定員：休園30）	
私立			尾上幼稚園（幼稚園型）（定員：90）

【施設数増減】

(園)

施設類型		R1.4.1	R2.4.1
保育園	公立	21	20
	私立	8	8
認定こども園（幼保連携型）	公立	7	8
	私立	54	55
認定こども園（保育所型）	私立	1	1
認定こども園（幼稚園型）	私立	1	0
幼稚園	確認あり （ ）	公立	14
		私立	4
	確認なし	国立	1
		私立	2
合計		113	111

R2特定教育・保育施設
計 109園
(前年度比較-1)

子ども・子育て支援法による施設型給付対象園
(分園及び休園中の園を含む。)

【区域別の利用定員増減】

(人)

番号	教育・保育提供区域	R1.4.1						R2.4.1						差引（ - ）									
		総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号			総定員	1号	2・3号	2号	3号			
						計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児					計	1・2歳児	0歳児	
1	九頭竜	1,269	35	1,234	736	498	415	83	1,269	35	1,234	736	498	415	83	0	0	0	0	0	0	0	0
2	中部	1,976	430	1,546	937	609	506	103	2,072	492	1,580	953	627	521	106	96	62	34	16	18	15	3	
3	西部	919	209	710	427	283	235	48	904	164	740	448	292	244	48	15	45	30	21	9	9	0	
4	成和	1,191	271	920	559	361	290	71	1,121	211	910	556	354	283	71	70	60	10	3	7	7	0	
5	大東	720	52	668	410	258	213	45	720	52	668	415	253	211	42	0	0	0	5	5	2	3	
6	社	1,375	194	1,181	685	496	394	102	1,375	194	1,181	685	496	394	102	0	0	0	0	0	0	0	
7	明倫	1,295	240	1,055	630	425	344	81	1,295	240	1,055	630	425	344	81	0	0	0	0	0	0	0	
8	あさむつ	1,141	286	855	499	356	289	67	976	136	840	490	350	282	68	165	150	15	9	6	7	1	
9	川西	250	120	130	81	49	40	9	210	80	130	81	49	40	9	40	40	0	0	0	0	0	
10	川西海岸部	240	60	180	112	68	54	14	230	60	170	102	68	54	14	10	0	10	10	0	0	0	
11	光	480	30	450	275	175	141	34	480	30	450	275	175	141	34	0	0	0	0	0	0	0	
12	東足羽	566	86	480	296	184	154	30	566	86	480	296	184	154	30	0	0	0	0	0	0	0	
13	美山	155	60	95	62	33	30	3	185	70	115	70	45	34	11	30	10	20	8	12	4	8	
合計		11,577	2,073	9,504	5,709	3,795	3,105	690	11,403	1,850	9,553	5,737	3,816	3,117	699	174	223	49	28	21	12	9	

令和2年度中にさくらんぼ認定こども園が2号+7人、3号+10人、花堂保育園の開園により3号+29人増員予定。
(休園中の園の定員は含まない。)